平成２２年（フ）第１４１２号
福岡県太宰府市坂本１丁目２番10―306号
債務者　黒岩　隆宏
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４１５号
福岡市早良区原団地76番504号
債務者　星野　　淳
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４１９号
福岡市早良区室住団地61番504号
債務者　一瀬　宏枝
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４３８号
福岡市南区塩原４丁目19番35号
債務者　小鶴あや子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４４０号
福岡県糟屋郡須恵町大字佐谷1719番地18
債務者　野尻　信子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４５６号
福岡市博多区吉塚３丁目28番12号
債務者　最上　五郎
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４６１号
福岡県糟屋郡粕屋町駕与丁２丁目２番１号
債務者　池田　由佳（旧姓里崎）
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４７９号
福岡市博多区美野島２丁目21番12―101号
債務者　甲斐　智恵（旧姓森本・萬田）
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４８４号
福岡市東区雁の巣２丁目37番９号
債務者　貞島　英樹
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４８７号
福岡市南区柳河内２丁目２番16号
債務者　森山　慎司
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４８８号
福岡県糟屋郡篠栗町大字乙犬1037番地ビッグバレーＢ棟202号
債務者　後藤　崇之
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４９２号
福岡県筑紫郡那珂川町今光８丁目３番22―202号　ビューラ88
債務者　網中伊佐代
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４９４号
福岡県春日市弥生１丁目90番地１セジュールアントレー205号
債務者　中野美由紀
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４９７号
福岡県太宰府市三条２丁目14番５号
債務者　古瀬悦二郎
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１４９９号
福岡市博多区美野島２丁目18番10号
債務者　阿部　森夫
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５２５号
福岡県春日市宝町４丁目22番地１第２双葉ビル301号
債務者　足立　悦男
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５２９号
福岡市東区名島２丁目25番11―１号
債務者　西原　理明
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１５３４号
福岡市中央区薬院２丁目11番10―601号
債務者　室園　依未
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
福岡地方裁判所第４民事部